

議案第 94 号

財産の無償譲渡(地方卸売市場)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

1 無償譲渡する財産

建物 旧桐生市公設地方卸売市場建物(青果卸売場ほか 14 施設及び付帯設備)

所在 みどり市笠懸町阿左美 2761 番地 1

構造 鉄骨造平屋建ほか

2 無償譲渡の相手方

みどり市笠懸町阿左美 2761 番地 1

桐生地方卸売市場株式会社

代表取締役 関口 榮三

3 無償譲渡日

令和 3 年 3 月 30 日

議 案 説 明

議案第 94 号 財産の無償譲渡(地方卸売市場)について

桐生地方卸売市場株式会社へ令和 3 年 3 月 31 日まで無償で貸し付けている旧桐生市公設地方卸売市場の建物(付帯設備を含む。)について、同社へ無償譲渡するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。